

第8章 バリアフリー化の推進に向けて

1. 心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障害者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」が重要です。施設の整備が進んでも、高齢者、障害者等に対して、国民ひとりひとりが特性を理解し、接することができなければ真の意味でのバリアフリー化は図れません。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)においては、次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるに当たり、お互いに理解し、困っている時には気持ちよく支えあうよう、心のバリアフリーに取り組んでいます。

2. 進行管理体制

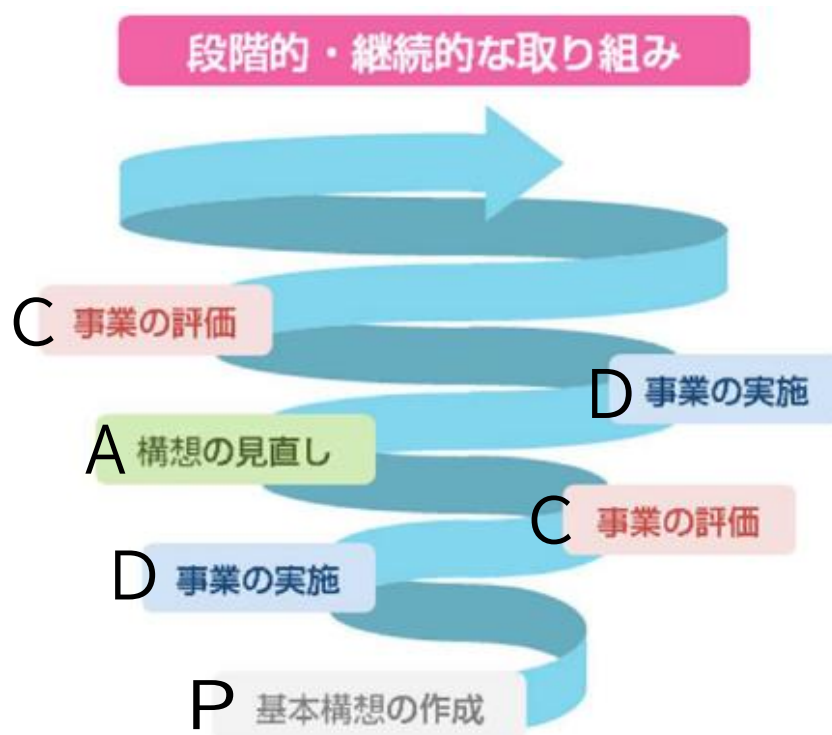
基本構想作成後は、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理を行っていく必要があります。

本市では計画で定めた方針や目標の実現と、特定事業計画等の実施状況を確認するとともに、時代背景や利用者ニーズを考慮して適宜、計画の見直しを行うなど各事業の進行管理を行います。

3. 段階的・継続的な取り組み

移動等円滑化を維持・継続・発展させるために、進行管理を踏まえながら基本構想を事後評価するとともに、必要により見直しを実施する「PDCA」による段階的・継続的な取組が必要です。

具体的には、基本構想作成(Plan)後の事業実施(Do)と、実施状況を継続的に把握し、事業実施内容と事業実施の効果を評価(Check)する仕組みを構築して、必要により見直す(Action)といった「PDCAサイクル」により、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保・改善を図っていきます。



出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」